

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公表番号】特表2006-508576(P2006-508576A)

【公表日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-010

【出願番号】特願2004-554764(P2004-554764)

【国際特許分類】

H 04 L 9/10 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 2 1 A

G 06 F 12/14 5 3 0 D

G 09 C 1/00 6 4 0 E

H 04 L 9/00 6 7 3 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年7月6日(2010.7.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともマイクロプロセッサを備える、コンテンツを処理するためのチップにおいて

当該チップは、保護データおよび保護されるデータを格納するための集積化された不揮発性プログラマブルメモリを含み、

当該保護データは、プログラムが実行される間、当該マイクロプロセッサによる当該保護されるデータへのアクセスを許可する／否定するために用いられるようにするとともに、

当該保護データは、保護を増加させる修正のみ可能であるようにし、さらに、

当該保護データは、アドレス限界を規定する値を含み、当該アドレス限界に基づいて、当該メモリに格納されるデータが保護されるデータであるようにし、かつ、このような保護されるデータへのアクセスが否認されることを特徴とする、チップ。

【請求項2】

当該保護データは、パスワードを含み、

当該アクセスは、パスワードチェックによって許可され／否認される、請求項1に記載のチップ。

【請求項3】

当該保護されるデータは、前記チップのオプションとしての特性を活性化／非活性化するためのデータを含む、請求項1または2に記載のチップ。

【請求項4】

当該オプションとしての特性は、当該外部デバイスからプログラムおよび／またはデータをダウンロードするための外部デバイスへの連結である、請求項3に記載のチップ。

【請求項5】

当該保護されるデータは、当該マイクロプロセッサに対する外部のブートプログラムを

活性化する / 非活性化するためのデータを含み、

当該外部のブートプログラムは、外部メモリから当該マイクロプロセッサに対する新たなブートプログラムをダウンロードするための命令を含む、請求項 3に記載のチップ。

【請求項 6】

当該保護されるデータは、条件付きのアクセス専用マイクロプロセッサを動作するためのプログラムおよびデータを含む、請求項 1に記載のチップ。

【請求項 7】

メディアからコンテンツを検索し出し、かつ、当該コンテンツを処理するようにしたデバイスであって、

当該メディアと請求項 1 から 6 のいずれかに記載のチップとの連結を含むデバイス。

【請求項 8】

暗号化されたビデオ / 音声データを処理するようにした、請求項 7に記載のデバイス。

【請求項 9】

少なくともマイクロプロセッサを含む保護されるチップを取得する方法であって、

請求項 1 から 6 のいずれか 1 つに記載のチップを用いていて、

- 当該不揮発性メモリの保護されるデータを修正するように少なくとも認可されたアクセスを用いるステップと、

- 当該アクセスを否定するために保護データを修正することによって前記不揮発性メモリの当該保護されるデータへのアクセスを保護するステップとを含む、方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 2】

本発明の第 2 の実施形態によれば、当該保護データは、アドレス限界を規定する値を含み、前記不揮発性メモリの当該アドレス限界のもとでは、格納されているデータが保護されるデータであるようにし、かつ、このような保護されるデータへのアクセスが否認されるようにする。この実施例では、保護データは、アクセスが否認される当該マイクロプロセッサのプログラムに対する限界を制定している。保護は、増加しかなされず、かつ、それから、当該値を、増加するようにしか修正できないことが好ましい。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 4】

第 2 の実施態様では、アドレス A D 1 に格納される保護データ A D A がアドレス限界を規定し、当該アドレス限界のもとでは前記不揮発性メモリ N V M へのアクセスが禁止され、当該保護データは増加する修正のみ可能であるようにする。当該アクセスは、再度、所定のマイクロプロセッサに対して、書き込みの際、読み出しの際、または、両方の際にも、規定することができることが、想起される。